

正 本

訴 状

令和 8年 1月13日

東京地方裁判所 御中

5

原告訴訟代理人弁護士 農 端 康 輔



東京都文京区 [redacted]
原 告 有 馬 美 穂 [redacted]

10

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂3-2-5 SHKビル4階
神楽坂キーストーン法律事務所 (送達場所)

原告訴訟代理人弁護士 農 端 康 輔

電 話 03-5228-0342

15

FAX 03-5228-0392

〒112-8555 東京都文京区春日一丁目16番21号

被 告 文京区長 成澤廣修

20

損害賠償請求行為請求 (住民訴訟) 等請求事件

訴訟物の価格 金160万円

ちょう用印紙額 金1万3000円

第1 請求の趣旨

1 被告文京区長は、成澤廣修、丹羽恵玲奈、吉田雄大及び竹田弘一に対し、連帯して、金744万4800円及びこれに対する令和7年5月8日から支払済みまで年3分の割合による金員を請求せよ

5 2

(1) 被告は、令和8年度以降の「世界に向けた学びを紡ぐプロジェクト研修実施業務委託」につき、業務委託契約をしてはならない。

(2) 被告は、令和8年度以降の「世界に向けた学びを紡ぐプロジェクト研修実施業務委託」につき、公金を支出してはならない。

10 3 訴訟費用は被告の負担とする
との判決を求める。

第2 請求の原因

1 当事者

15 (1) 原告は、東京都文京区の住民である。

(2) 被告文京区長は、文京区の執行機関である。

(3) 対象職員等

成澤廣修は文京区の区長である。

丹羽恵玲奈は文京区の教育長である。

20 吉田雄大（以下、「吉田雄大」とする。）は、文京区の教育推進部長であり、本件事業の業務委託契約の主管課・事業執行担当課である教育指導課の担当部長であり、随意契約の指定依頼等に権限を有する者である。

竹田弘一は、総務部長であり、本件事業の業務委託契約の決定権者である。

25

2 事案の概要

本件訴訟は、令和7年度に文京区が実施する「世界に向けた学びを紡ぐプロジェクト研修実施業務委託」に関する住民訴訟である。

5 後述するように、同業務委託は文京区の区立幼稚園（認定こども園）及び小・中学校の教員・管理職等に対して「国際バカロレア教育」に関するオンライン研修を実施するとの事業である。

本件訴訟は、この取組みに関して行われた本件事業の業務委託契約の目的が明確になっておらず必要性・合理性を欠くほか、また、随意契約で行われたこと等を違法として、文京区長に対して必要な措置を求めるものである。

10 したがって、本件訴訟では、令和7年度の上記業務委託について文京区長は対象職員等に対して損害賠償を求めることを義務付けるとともに、令和8年度以降の同様の業務委託契約等の差止めを求めている。

3 「国際バカロレア」とは

15 (1) 「国際バカロレア」とは

「国際バカロレア」とは、国際バカロレア機構（本部ジュネーブ）が提供する国際的な教育プログラムである。国際バカロレア（IB：International Baccalaureate）は、1968年、チャレンジに満ちた総合的な教育プログラムとして、世界の複雑さを理解して、そのことに対処できる生徒を育成し、生徒
20 に対し、未来へ責任ある行動をとるための態度とスキルを身に付けさせるとともに、国際的に通用する大学入学資格（国際バカロレア資格）を与え、大学進学へのルートを確保することを目的として設置されたものである。

国際バカロレア機構は、現在、認定校に対する共通カリキュラムの作成や、世界共通の国際バカロレア試験、国際バカロレア資格の授与等を実施している。

25 国際バカロレアの教育プログラムは、生徒の年齢に応じて、PYP（Primary

Years Programme、3 - 12歳)、MYP (Middle Years Programme、11 - 16歳)、DP (Diploma Programme、16 - 19歳)、IBCP (Career-related Programme、16 - 19歳)に分かれている。このうち、DPは、最終試験を経て所定の成績を収めた場合、国際的に認められる大学入学資格(国際バカロレア資格)が取得可能である。国際バカロレアの教育プログラムは、一定の条件を満たした国際バカロレア認定校(認定校)を通じて提供されている。

5

日本においては、学校教育法1条に定める「学校」以外に各種学校等を含めて国際バカロレア認定校として認定されており、これらの「認定校」を通じて、国際バカロレアの教育プログラムが提供されるのが一般的である。

10

日本の公立の小中学校においても、数は少ないものの、一部の学校では「認定校」として国際バカロレアの教育プログラム(上記のPYPやMYP)が提供されている(例えば、高知県の「香美市立大宮小学校」や「香美市立香北中学校」)(以上、3(1)については、甲11-1ないし甲11-3参照。)

15

(2) 今回の文京区の実施

今回の文京区の実施は、国際バカロレア認定校を新たに設置することを目標・目的とするのではなく、区立幼稚園、認定こども園、小学校及び中学校の幼児、児童及び生徒が好奇心を育み、世界を理解し、及び持続可能な社会及び平和な世界に貢献するために必要な能力を習得する環境を構築することを目的として、「教員研修を実施すること」等を行うものである(甲4-1、甲4-2)。

20

3 対象とする財務会計上の行為

(1) 令和7年度の契約の締結

令和7年5月8日に文京区が「SILVER FERN HOLDING株式会社」(以下、「シルバーファーン株式会社」という。)と締結した令和7年度

25

の「世界に向けた学びを紡ぐプロジェクト研修実施業務委託」に関する契約の締結（甲５）（以下では、「世界に向けた学びを紡ぐプロジェクト研修実施業務委託」を「本件事業」といい、同業務委託契約を「本件業務委託契約」という。）

5 **(2) 令和7年度の支出命令**

 上記（１）に関する支出命令（甲６－１、甲６－２）

(3) 令和8年度の契約の締結（差止めを求めるもの）

10 上記（１）と同様の業務を内容とする令和8年度以降の「世界に向けた学びを紡ぐプロジェクト研修実施業務委託」に関する契約の締結、支出命令及び公金の支出

3 財務会計上の行為の違法性

(1) 業務委託契約には合理性がないこと

15 **ア 本件事業に必要性・合理性がないこと**

 本件事業は、管理職等（１０名程度）及び教員（４０名程度）を受講者として、国際バカロレア教育に関する研修を、オンラインで数回実施するという内容である（甲５〔１９－２１頁〕）。

20 そもそも本件事業については、本件事業の実施目的は何かが明らかになっておらず、また約７５０万円もの委託費用を要する事業であるにも関わらず認定校を設置することも目的となっていない。

 本件事業の目的がそもそも明らかではなく、また、費用対効果の観点で合理性に疑問がある（地方自治法２条１４項、地方財政法１４条）。

25 教育委員会の定例会においても、文京区の現在の教育に関して何が問題・

課題であるか、文京区（教育委員会）として今後どのような教育を目指すのか、本件事業の実施の目的は何か、という点について十分な議論された形跡はうかがわれない（甲14-1ないし甲15-2）。また、本件事業の前提として、文京区教育委員会が現在の文京区の教育の現場にヒアリング等を実施したり、すでに国際バカロレアの認定を受けた学校（「認定校」）に対する視察やヒアリングを実施したりしたこともうかがわれない。

文京区の教育全体に対する具体的な効果の波及を考えるのであれば、本来は、区内の1つ又は少数の学校が国際バカロレア認定校を目指した上で、文京区のプログラムとして区内の他の小中学校に段階的に展開するような道筋を検討すべきであった。例えば、福島県南相馬市は、市内小中学校の中からそれぞれ1校を探究型学習の研究開発校として指定し、国際バカロレア認定を受けた上で、波及させるという取組みを行っている（甲16）。

国際バカロレア機構が「認定校」という仕組みを用意した上で、「認定校」とその関係者の継続的な取組みを求めていることからしても、教員・教諭に関するオンライン研修を数回実施しただけでは国際バカロレア教育の影響を児童・生徒へ広く波及させることは難しいことを意味している。仮に国際バカロレア教育に関する研修を行い、それを文京区の児童・制度に波及させるということを目的とするのであれば、本件事業の内容では不十分なものといえる。

イ 公立中学校及び公立小学校の教員は文京区以外への異動が予定されていること

とりわけ、文京区を含む東京都の公立中学校及び公立小学校の教員については、東京都全体で採用して区市町村立小学校に配属されることを予定している。そして、人事異動方針として「現任校に3年以上勤務する者を異動の

対象とし、勤務年数が6年に達した者は異動すること」とされ、区をまたいで異動することが予定されている（甲17-1ないし甲17-3）。

したがって、現在、文京区立の小中学校で勤務している教員に対して本件事業に基づき研修を実施したとしても、研修を受けた教員は近い時期に他区に異動してしまう可能性がある。このような人事制度を前提にすると、本件事業の研修を通じた教育現場への波及効果は限定され、文京区の児童生徒に研修の成果が十分還元されないと考えられ、この点でも文京区において本件事業を行う合理性がない。

10 ウ 小括

したがって、本件事業の業務委託契約には、その目的が明確ではなく、また、費用対効果の観点で合理性を欠くため、違法である。

(2) 随意契約の要件を満たしていないこと

15 ア はじめに

地方自治法では、契約について、原則として一般競争入札によることを求めており、例外的に随意契約（特命随意契約）を認めている（地方自治法234条）。文京区は、随意契約に関して「随意契約ガイドライン」を定めており、本件事業の業務委託契約は地方自治法施行令167条の2第1項2号、
20 「文京区随意契約ガイドライン」の「随意契約第2号-5（17）」に基づいてなされたと考えられる（甲9、甲10）。

しかし、本件事業に関する契約は、法令等に基づく随意契約の要件を満たしていない。

25

イ 国際バカロレアに関する研修以外の可能性が検討されていないこと

「探究的学習」の実施に関しては、国際バカロレア教育以外の研修を実施することなども考えられる。

5 しかし、本件事業に際して文京区においては、国際バカロレア教育以外の研修の実施等が検討された形跡は具体的に見当たらない。

10 文京区や本件に関する監査請求を審査した文京区監査委員は、国際バカロレアの研修を実施することを前提に、シルバーファーン株式会社にしか実施できない研修であると結論づけているが、そもそも国際バカロレア教育以外の研修を含めて検討すべきだったのであり、その点で随意契約として契約できる要件を満たしていない。

ウ シルバーファーン株式会社以外で業務が実施できることが検討されていないこと

15 本件事業については、当初、NPO法人スマイルバトンとの間で契約する前提で協議が進んでいたとのことであるが、その後の協議でシルバーファーン株式会社との間で契約を締結することとなったようである。

20 すなわち、協議における説明では、当初は、NPO法人スマイルバトンからしか研修の提供を受けることができないとの説明があったとのことである（ただし、NPO法人スマイルバトンは設立間もない法人であり、実績はほとんどなかったと思われる。）

しかし、その後、シルバーファーン株式会社を介してしか研修の提供ができないとの説明がなされたとのことで、シルバーファーン株式会社と随意契約をする方向となったようである。

25 その理由として、監査請求の結果としては「著作権の管理」が挙げられている（甲1 [7-8頁]）が、その経緯等は必ずしも明確ではない。

これらのやりとりは、関係者の打合せの中で口頭のやりとりがなされただけのようであり、①シルバーファーン株式会社が国際バカロレア機構から本件事業のような研修を実施する権限を有していること、②同社が本件事業のような研修を実施する権限を独占的に有していること、について書面で確認された訳ではない（例えば、甲1 [8頁・4行目]）。

上記経過の結果、本件業務委託契約時においては、国際バカロレア機構が作成した教員向けプログラムに関する相手方の随意契約業者としてNPO法人スマイルバトン及びシルバーファーン株式会社がいずれも登録された状態になっていた（甲7及び甲8。甲1 [8頁]）。

したがって、少なくとも、①シルバーファーン株式会社が国際バカロレア機構から本件のような研修の実施について必要な権限が付与されていること、②シルバーファーン株式会社のみが国際バカロレア研修が実施を実施することができること（独占的な権限を有していること）、が事前に書面で確認されないまま本件事業の業務委託契約を締結したこと、は違法である。

なお、シルバーファーン株式会社の代表者である渡辺寿之氏（甲12）は、国際バカロレア機構の「外部コンサルタント」「アドバイザー」として文京区と協議の窓口として対応してきた者である。そして、文京区の成澤区長、渡辺寿之氏、平成20年から現在まで文京区教育委員を務める清水俊明氏は、一般財団法人世界イマーシブラーニング推進協会という団体とともに評議員を務めている（甲13）。本件事業についても、成澤区長自身が、文京区及び文京区教育委員会に渡辺氏を仲介したとのことである。

文京区において、シルバーファーン株式会社を業務委託契約先とするものの当否が客観的に検討された形跡はなく、その点でも随意契約の妥当性、合理性については疑問がある。

エ 委託費用が合理性を欠くこと

随意契約であっても、委託費用が合理的であり、その合理性が説明されることが求められる。

5 本件事業の委託契約においては、委託費用が合理的なものであることの説明も欠けており、委託費用が合理的なものとはいえず、違法である。

10 監査請求の結果（甲 1 [9頁]）においては、「特命随意契約では、他の事業者から見積りを取ることはできないと認識し、価格については、IBO への聞き取りで把握した IBO 主催の研修等の平均価格と「IB Workshops and Services Catalogue」で示された価格を照合し、区で行う IB 講座の要件を踏まえて妥当であると認識している、と説明した。」「教育指導課から提出された資料によると、価格についての検証を実施しており、また同課の説明に不合理な点は認められ（ない）」と記載されているが、原告らが行った情報公開請求等の結果としては、価格についての検証に関する資料は文京区から開示
15 されていない。

エ 小括

したがって、本件事業の業務委託契約は、随意契約が許される要件を満たしていないという点で違法である。

20

(3) 文京区の承諾なく再委託がなされている可能性があること

本件事業の委託契約は、約款第 3 条において再委託が禁止又は制限されている（甲 5 [3頁]）。委託業務の一部の再委託だとしても、主要な部分の再委託は認められないほか、主要な部分以外の場合でも、「委託する業務の範囲、委託先その他必要な事項」について、あらかじめ書面による文京区の承諾を
25

求めている。

5 シルバーファーン株式会社は、随契業者登録申請書（甲7）に基づいたとしても従業員数11名という事業者であり、上記のとおり、当初は契約相手先としてはNPO法人スマイルボタンが業務を実施することを前提に文京区と国際バカロレア機構との協議が進んでいた。

少なくとも、原告らが情報公開請求をした結果としては、第三者の委託について文京区が承諾した書面等は見つかっていない。

したがって、仮にシルバーファーン社が業務の一部を外部に委託しているとすれば、本件事業の業務委託契約の契約条件に違反していると思われる。

10 仮に本件業務委託契約の条件に反しているとすれば、文京区は公金の支払命令及び公金の支出を行ってはならない。

4 対象職員の過失及び重過失

(1) 文京区長

15 文京区の区長である成澤廣修は、本件事業について、当初から文京区を代表する者として国際バカロレア機構側との打合せ等に出席しており、国際バカロレア機構の「外部コンサルタント」「アドバイザー」かつシルバーファーム株式会社の代表である渡辺寿之氏を文京区及び文京区教育委員会に仲介している。

20 本来は、文京区の教育機関においてどのような教育がなされるべきかは、教育委員会において議論した上で決定がなされるべき事項と思われるが、本件では、区長が主導的に国際バカロレア教育を文京区に導入することを進めたことがうかがえる。

25 文京区長は、文京区を代表する者であり、内部統制体制の整備に責任をもっているほか、本件業務委託契約の決定権限を有する総務部長を監督する義務を負っている。

したがって、本件業務委託契約が違法なものであると評価される場合、契約の締結及び支出命令に関して上記の義務に反したことから、過失がある。

(2) 教育長

5 文京区の教育長である丹羽恵玲奈は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する者である（地方教育行政の組織及び運営に関する法律13条）。教育長は、「教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる」ほか「事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督する」義務を負っている。

10 本件業務委託契約は教育委員会の権限に属する事務に関する契約であるが、教育委員会の権限に属する事務に関する契約について教育委員会で必要な審議が行われず、また、必要な手続がなされずに違法な契約がなされた場合には、教育長は当該契約を止めるべき義務を負っている。

15 したがって、本件業務委託契約が違法なものであると評価される場合、契約の締結及び支出命令に関して教育長が上記の義務に反したことから、過失がある。

(3) 教育推進部長

20 文京区の教育推進部長である吉田雄大は、本件業務委託契約の主管課・事業執行担当課である教育指導課の担当部長であり、随意契約の指定依頼等に権限を有する者である（甲6）。したがって、教育指導課を主管課とする契約が必要な手続を経たものといえず違法なものである場合、当該契約を止める義務、指導監督すべき義務を負う。

25 したがって、本件業務委託契約が違法なものであると評価される場合、契約の締結及び支出命令に関して教育推進部長が上記の義務に反したことから、過失がある。

(4) 総務部長

文京区の総務部長である竹田弘一は、本件業務委託契約の決定権者である(甲5 [1頁])。

5 本件業務委託契約が合理性を欠き、必要な手続を欠いた違法なものである場合、本件業務委託契約の締結を止めるべき義務がある。

したがって、本件業務委託契約が違法なものであると評価される場合、契約の締結及び支出命令に関して決定権限を持つ総務部長には上記の義務に反したことから、過失がある。

10

5 原告が監査請求を行ったこと

原告は、令和7年10月15日に、本件事業に関する監査請求を文京区監査委員に対して提出して行った(甲2及び甲3)。

令和7年12月13日に、本件監査請求の結果を受領した(甲1)。

15 本訴は、監査委員の監査の結果の通知があった日から30日以内に提起したものである(地方自治法242条の2第2項、民法140条、民事訴訟法95条3項)。

また、本件訴訟の内容は、先行する監査請求の内容(甲2及び甲3)と同一である。

20

6 差止請求について(請求の趣旨第2項)

文京区は、令和8年1月現在、令和8年度の本件事業についても業務委託契約等の準備や検討を進めていると思われる。

25 令和8年度の本件事業に関する業務委託契約についても、令和7年度の本件業務委託契約と同様の違法性があると考えられる。

文京区監査委員は、「次年度契約の見直し等の請求人の主張については、財務会計上の行為には当たらない」と判断している（甲1 [9頁・下から6行目以下]）が、次年度以降の本件事業に関する契約の締結、本件事業に関する支出命令及び公金の支出はいずれも財務会計上の行為であることは明らかである。

5 したがって、令和8年度以降の本件事業の契約の締結、本件事業に関する支出命令及び公金の支出は地方自治法242条の2第1項1号に基づき差止請求の対象となる。

7 主張の要約

10 よって、

(1) 原告は、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、被告文京区長に対し、下記の権限の行使を求め、

記

15 成澤廣修、丹羽恵玲奈、吉田雄大及び竹田弘一に対し、連帯して、不法行為に基づく損害賠償請求権として金744万4800円及びこれに対する遅延損害金として不法行為の日である令和7年5月8日から支払済みまで年3分の割合による金員の請求

20 (2) 原告は、地方自治法242条の2第1項1号に基づき、被告文京区長に対し、令和8年度以降の「世界に向けた学びを紡ぐプロジェクト研修実業務委託」につき、業務委託契約及び公金の支出の差止めを求める。

第3 関連事実

1 文京区における業務委託契約の支払や検査等の問題点について

25 文京区が関わる業務委託契約、とりわけ文京区の教育推進部が関わる業務委託契約に関しては、育成室の委託費用の年度をまたいだ支払漏れという事故が

平成30年度末に発生している。同事案に関する住民訴訟は、「内部統制制度の導入」「管理職及び職員に対する研修」を実施したことを確認したこと、財務事務の改善に向けた取組を進めることなどを内容とした和解で終結している（甲18、甲19）。

- 5 文京区としては、契約に関して支払遅延が発生しないように事務を実施すること、契約及び検査事務について適正になされるように取組を進めているようであるが、監査委員から未だ改善がなされないと指摘された事項も存在する（甲19 [3、5-6頁。とくに3頁。]）。

10

証 拠 方 法

証拠説明書のとおり

附 属 書 類

- | | | | |
|----|---|-------|----|
| 15 | 1 | 訴状副本 | 1通 |
| | 2 | 訴訟委任状 | 1通 |
| | 3 | 証拠説明書 | 1通 |
| | 4 | 甲号証各号 | 1通 |